

# 「環境アニメイティッドやお 楽しい環境活動支援金（環境保全活動支援事業）」 募集要項

## 1. 事業実施目的

市民・事業者・教育機関・行政機関のパートナーシップによって、環境保全活動を推進するための協議会“環境アニメイティッドやお”（以下、当協議会）では、八尾市環境総合計画において望ましい環境像とした「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」を実現するための具体的な企画・活動を募集します。

本事業では、選考された企画・活動への金銭面での支援だけでなく、情報交換の場の提供や各分野からの助言などの多面的な支援を実施することを目的としています。

## 2. 募集する活動

対象となる企画・活動は、八尾市環境総合計画に掲げる6つの目標達成、八尾市第5次総合計画に掲げるめざす姿に掲げるめざす姿に向けて取り組む内容であることを前提とし、「調査・試験実施部門」、「取組部門」のいずれかに分類されるものとします。

＜八尾市環境総合計画に掲げる6つの目標＞

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| 1. 一人ひとりが地球にやさしい行動に取り組むまち | 2. 市民の健康を守り、すがすがしく暮らせるまち |
| 3. 快適で安らぎのある住みよいまち        | 4. 身近な自然を大切にし、育て、ふれあえるまち |
| 5. 個性豊かな文化とふれあいのあるまち      | 6. 市民・事業者による環境保全活動が活発なまち |

＜八尾市第五次総合計画に掲げるめざす姿＞

- ・環境を意識した暮らしや事業活動により河川や空気がきれいな状態で保たれている。
- ・環境を意識した保全活動が個人の行動や地域活動、事業活動に取り組まれている。

### 【調査・試験実施部門】

これまでに当協議会に対して提案された内容や新たに提案された事業が実践され、八尾市内での環境活動の幅を広げることを目的としています。提案内容の実践に向けた現状把握にかかる調査活動、試験的な実施に対して支援し、取組を実践してもらえる団体を調査した結果、試験的な取組の実施結果を報告してもらうことで、提案内容の実現につなげていただきます。

### 【取組部門】

事業実施目的に合った内容で実践されるものについて支援し、八尾市内での環境活動の幅を広げることを目的としています。

※ 企画・活動は、採択された団体が中心となって企画運営を行うものであり、一過性ではなく継続的に発展し、持続性が見込めるものとします。

（過去の活動企画一覧は、環境アニメイティッドやおのホームページをご覧ください）

### 3. 支援対象者

#### ● 調査・試験実施部門

##### 1) 個人による調査・試験実施の場合

対象となる個人は、次の(1)～(3)の条件のいずれかを満たしていることとします。

- (1) 八尾市在住の者。
- (2) 八尾市在学の者。
- (3) 八尾市在勤の者。

##### 2) 団体による調査・試験実施の場合

対象となる団体は、次の(1)～(5)の条件をすべて満たしていることとします。

- (1) 八尾市を中心に活動を行うこと。
- (2) 団体として継続的に事業が実施できる体制が整っていること。
- (3) 代表者が明らかであること。
- (4) 行政機関が、事務局等を担っていないこと。
- (5) 団体の構成員に、八尾市民または市内に勤務あるいは通学している者が含まれていること。

※下記のような団体や事業は対象となりません。

- (1) 政治活動を目的とする個人、団体
- (2) 選挙活動に関連する個人、団体
- (3) 宗教活動を目的とする個人、団体
- (4) 営利活動を目的とする個人、団体、事業（但し、もっぱら社会貢献に資する活動をのぞく）
- (5) 暴力団等の団体及びその構成員の統制下にある団体
- (6) 本支援金の他に、支援金や助成金等を受取って行う事業

#### ● 取組部門

対象となる団体は、次の(1)～(5)の条件をすべて満たしていることとします。

- (1) 八尾市を中心に活動を行うこと。
- (2) 団体として継続的に事業が実施できる体制が整っていること。
- (3) 代表者が明らかであること。
- (4) 行政機関が、事務局等を担っていないこと。
- (5) 団体の構成員に、八尾市民または市内に勤務あるいは通学している者が含まれていること。

※下記のような団体や事業は対象となりません。

- (1) 政治活動を目的とする団体
- (2) 選挙活動に関連する団体
- (3) 宗教活動を目的とする団体
- (4) 営利活動を目的とする団体、事業（但し、もっぱら社会貢献に資する活動をのぞく）
- (5) 暴力団等の団体及びその構成員の統制下にある団体
- (6) 本支援金の他に、支援金や助成金等を受取って行う事業

## 4. 支援金額

### ● 調査・試験実施部門

(1) 支援の対象となる事業費は、平成 31 年 4 月 1 日（月）から令和 2 年 1 月 31 日（金）までの期間のものとし、支援金額については、書類選考により決定します。

※ ただし、書類選考の時点で完結している事業については対象となりません。

(2) 支援する個人または団体は書類選考によって選ばれた者とし、原則として支援金額は 1 団体にあたり 5 万円を上限とします。

(3) 支援の対象となる経費は、原則として支援対象となった企画・活動に必要であると当協議会が認めた予算計画書に示された費目の経費のみとします。**ただし、期間中に費目または用途、数量などの変更・修正がある場合は、事前に予算計画変更届（様式 14 号）を環境アニメイテッドやお事務局に提出し、許可を受けた金額のみ、用途や数量の変更、他項目への流用を認めることとします。なお、予算計画変更届の提出は令和元年 11 月 29 日（金）までとし、予算計画変更届や事前相談なく変更した場合、返金いただく可能性があります。必ず事務局に事前に相談してください。**

### ● 取組部門

(1) 支援の対象となる事業費は、平成 31 年 4 月 1 日（月）から令和 2 年 1 月 31 日（金）までの期間のものとし、支援金額は書類選考・プレゼンテーション審査によって選ばれた団体とし、原則として支援金額は事業規模に関わらず、1 団体にあたり 20 万円を上限とします。20 万円以下の予算規模であっても上限額までの範囲内であれば申請可能です。

※ ただし、5 万円以下の支援金額による申請の場合、プレゼンテーション審査を免除します。

(2) 支援金額については、書類選考・プレゼンテーション審査における選考により決定します。

※ ただし、書類選考またはプレゼンテーション審査の時点で完結している事業については対象となりません。

(3) 支援の対象となる経費は、原則として支援対象となった企画・活動に必要であると当協議会が認めた予算計画書に示された費目の経費のみとします。**ただし、期間中に費目または用途、数量などの変更・修正がある場合は、事前に予算計画変更届（様式 14 号）を環境アニメイテッドやお事務局に提出し、許可を受けた金額のみ、用途や数量の変更、他項目への流用を認めることとします。なお、予算計画変更届の提出は令和元年 11 月 29 日（金）までとし、予算計画変更届や事前相談なく変更した場合、返金いただく可能性があります。必ず事務局に事前に相談してください。**

**調査・試験実施部門、取組部門における支援対象となる経費は以下のとおりです。**

費用分類	計上できる経費の例
謝金	講座、講演会等の講師、スタッフ等への謝礼
旅費・交通費	事業において必要と認められる電車やバス等の交通費
消耗品購入費	事業において必要と認められる物品の購入費用 ※1点が1万円未満のものに限ります。
備品購入費	事業において必要と認められる備品の購入費用 ※備品を必要とする理由を求めます。
通信費	募集案内、資料等を送付するための切手代 等
印刷製本費	募集案内、ポスター、ちらし等の印刷費用 等
使用料及び賃借料	会議室、施設等の使用料 等
役務費	ボランティア保険料 等
雑費	振込手数料 等
食糧費	講座、講演会等の講師に対する賄費用 等

※ 用途が不明確な経費や、団体が行うその他の企画・活動に充てる経費は対象となりません。

※ 団体の構成員に対する経費については、対象とならない場合があります。

※ 備品購入費は原則として、支援対象期間内に有効に使用する備品のみ支援の対象としておりますので、支援対象期間内に備品の使用が確認できない場合、返金いただく可能性があります。

## 5. 選考方法

### ● 調査・試験実施部門

申込書についての書類選考に基づき、選考委員が選考を行います。なお、提案内容について、ヒアリングの上、選考を行うことがあります（ヒアリングの場所については、後日連絡の際に申請者へお伝えさせていただきます。）。

#### 【書類選考】

下記の書類を提出していただき、事業内容等を選考いたします。

- ① 楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 予算計画書・申請者情報（様式第3号）
- ④ 自由記入欄（様式第4号）
- ⑤ 会員名簿（※ 個人による申請の場合、不要。）

### ● 取組部門

申込書についての書類選考と、プレゼンテーション審査に基づき、選考委員が選考を行います。

#### 【書類選考】

下記の書類を提出していただき、事業内容等を選考いたします。

- ① 楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 予算計画書・申請者情報（様式第3号）
- ④ 自由記入欄（様式第4号）
- ⑤ 会員名簿

#### 【プレゼンテーション審査】

書類選考を通過した団体を対象とし、事業説明を行っていただきます。事業説明の方法としては、プロジェクターの使用や模造紙によるPRなど自由とします。ただし、パワーポイントにより説明をされる場合は、プレゼンテーション開催の7日前までに、環境アニメイティッドやお事務局へ説明データを提出いただきます。

### 申請内容に応じた必要な手続き、書類については下記のとおりです。

	①調査・試験実施部門	②取組部門	
		上限5万円	上限20万円
申請書提出	○	○	○
書類選考	○	○	○
プレゼン審査	—	—	○
報告書提出	○	○	○
エコ・エコー交流会	○	○	○
支援金請求書提出	○	○	○

## 6. 交付決定

### ● 調査・試験実施部門

(1) 書類選考を通過した個人または団体には、7月上旬（予定）に「楽しい環境活動支援金 支援金交付決定通知書（様式第5号）」を送付し、結果通知後、所定の手続きを経て、支援金を交付します。

※ 必ずしも希望額通り支給されるとは限りません。また応募状況によっては、採択されない事業が出る可能性もありますので、予めご了承ください。

(2) 支援金の交付方法は口座振込のみとし、全ての事業完了後に「楽しい環境活動支援金 事業報告書（様式第6号）」を提出ください。事業報告書の書類審査を通過した個人または団体には、3月上旬（予定）に「楽しい環境活動支援金 支援金確定通知書（様式第9号）」を送付します。支援金の確定通知後、「支援金請求書（様式第10号）」を事務局へ送付ください。事務局が確認した後、各口座へ支援金を振り込みます。

支援金の交付は原則として事業の完了後に行いますが、申請者が学生または学生で構成される団体の場合、事業完了前に交付することも可能です。

(3) 支援金の交付決定通知を受けた個人または団体が、支援の対象である事業を変更もしくは中止したときには、「楽しい環境活動支援金 中止申請書（様式第11号）」を提出する必要があります。既に支援金の交付を受けていた場合は、交付した支援金については、返還していただく場合があります。

(4) 申請内容もしくは報告内容に虚偽の箇所や不適切な処理が行われていた場合には、交付の決定の一部または全部を取消、もしくは交付した支援金を返還いただく場合があります。

### ● 取組部門

(1) 書類選考及びプレゼンテーション審査を通過した団体には、7月上旬（予定）に「楽しい環境活動支援金 支援金交付決定通知書（様式第5号）」を送付し、結果通知後、所定の手続きを経て、支援金を交付します。

※ 必ずしも希望額通り支給されるとは限りません。また応募状況によっては、採択されない事業が出る可能性もありますので、予めご了承ください。

(2) 支援金の交付方法は口座振込のみとし、全ての事業完了後に「楽しい環境活動支援金 事業報告書（様式第6号）」を提出ください。事業報告書の書類審査を通過した団体には、3月上旬（予定）に「楽しい環境活動支援金 支援金確定通知書（様式第9号）」を送付します。支援金の確定通知後、「支援金請求書（様式第10号）」を事務局へ送付ください。事務局が確認した後、各口座へ支援金を振り込みます。

支援金の交付は原則として事業の完了後に行いますが、申請者が学生で構成される団体の場合、事業完了前に交付することも可能です。

(3) 支援金の交付決定通知を受けた団体が、支援の対象である事業を変更もしくは中止したときには、「楽しい環境活動支援金 中止申請書（様式第11号）」を提出する必要があります。既に支援金の交付を受けていた場合は、交付した支援金については、返還していただく場合があります。

(4) 申請内容もしくは報告内容に虚偽の箇所や不適切な処理が行われていた場合には、交付の決定の一部または全部を取消、もしくは交付した支援金を返還いただく場合があります。

## 7. 事業報告

### ● 調査・試験実施部門、取組部門（活動報告）

支援金の交付決定通知を受けた個人または団体は、活動報告をしていただく必要があります、令和2年2月3日（月）までに事業報告書を提出していただきます。必ず期限を守って提出してください。

#### 【提出書類】

- ① 楽しい環境活動支援金 事業報告書（様式第6号）
- ② 事業成果報告書（様式第7号）
- ③ 収支決算書（様式第8号）※必ず支出がわかる領収書を添付してください。

※ 提出していただく資料等は返還いたしません。

※ 提出していただく報告書の著作権は、当協議会に無償で譲渡するものとします。

※ 内容につきましては、ホームページ等に掲載し、公表する場合があります。

### ● 調査・試験実施部門、取組部門（書類審査）

事業報告書について、書類審査を実施します。支援金の交付決定通知を受けた個人または団体へ、書面にて回答を要求することがございますので、その際は、期日までに回答をお願いします。また、期日については、当該要求時に提示いたします。

なお、事業内容についてヒアリングの上で、審査結果等に応じた指示を行うことがあります（ヒアリングの場所については、後日連絡の際に申請者へお伝えさせていただきます。）。当該指示内容を履行していただくことまでが支援の条件となりますのでご留意願います。

事業報告書にて、虚偽の箇所や不適切な処理が行われていた場合には、交付の決定の一部または全部を取消、もしくは「楽しい環境活動支援金 返還金請求書（様式第13号）」にて請求を行い、交付した支援金の一部もしくは全部を返還いただきます。

### ● エコ・エコー交流会

選考された企画・活動への金銭面での支援だけでなく、情報交換の場の提供や各分野からの助言などの多面的な支援を実施するため、2月下旬（予定）にエコ・エコー交流会を実施しますので、参加ください。

開催場所、開催日時については、決まり次第、通知します。

## 8. 環境アニメィッドやおとの協力

取組部門で、事業採択された団体は、当協議会の会員になっていただくとともに、当協議会が実施する事業等への協力を努めることとします。

#### 【環境アニメィッドやお年會費】

市民団体会員	事業者会員	事業者団体会員
2,000円	5,000円	10,000円

## 9. 応募方法

### (1) 申込書及び様式の配布

申込書及び様式は、当協議会及び市役所ホームページよりダウンロードできます。また、八尾市環境保全課や各出張所等でも配布いたします。

#### 【申請書類一覧】

	①調査・試験実施部門	②取組部門
① 楽しい環境活動支援金 申込書（様式第1号）	○	○
③ 事業計画書（様式第2号）	○	○
④ 予算計画書・申請者情報（様式第3号）	○	○
⑤ 自由記入欄（様式第4号）	○	○
⑥ 会員名簿	○ ※個人による申請の場合、不要	○

### (2) 受付期間

令和元年5月7日（火）から令和元年5月31日（金）必着 ※土日祝を除く

### (3) 受付時間

午前8時45分から午後5時15分まで

申込書等に必要な事項を記入し押印した後、受付期間中に環境アニメイテッドやお事務局（八尾市環境保全課）へ郵送、または持参してください。（郵送の場合は、令和元年5月31日（金）必着とします。）

加えて、電子メールでデータ送付又は、CD-ROM でのデータの提出をお願いします。（データ上では押印は不要です。）ファイル形式はMicrosoft Office Word 2003 以上 2010 以下又は、PDF ファイル形式（Adobe Acrobat 7.0 Elements）をお願いします。

## 10. 提出先・問合せ先

環境アニメイテッドやお事務局（八尾市環境保全課）

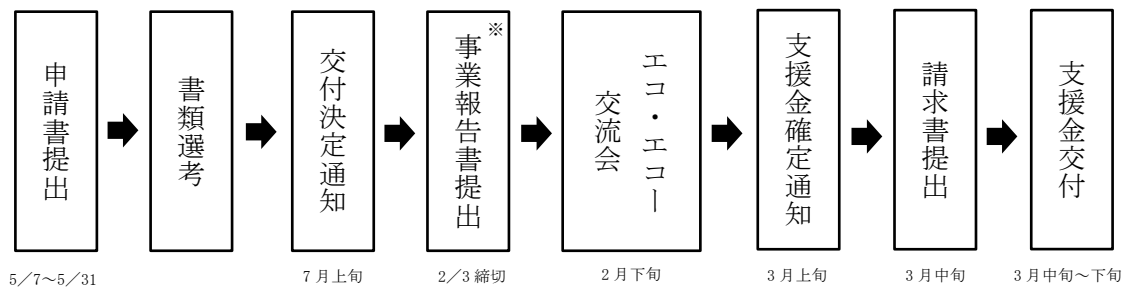
〒581-0017 八尾市高美町5-2-2

TEL：072-924-9359 FAX：072-924-0182 E-mail：hozen@city.yao.lg.jp



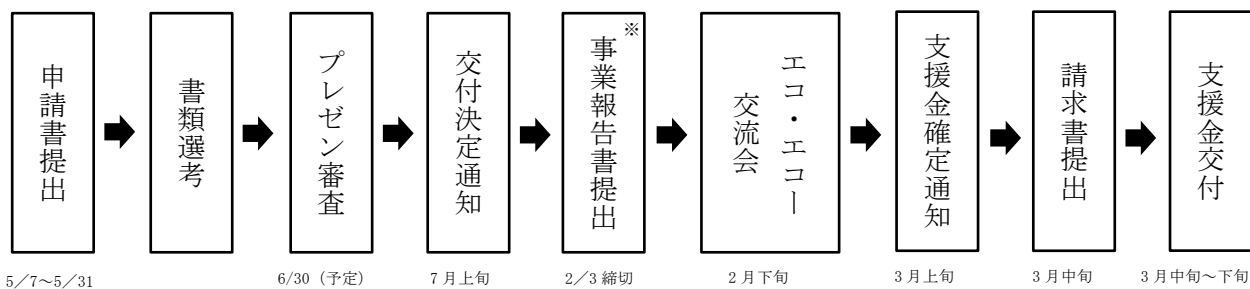
## 11. 楽しい環境活動支援金交付までの流れ

### ● 調査・試験実施部門、取組部門（上限5万円）



※ 事業報告前に支援金の交付を受けた場合は、支援金額決定後に返還金額の決定をいたします。

### ● 取組部門（上限20万円）



※ 事業報告前に支援金の交付を受けた場合は、支援金額決定後に返還金額の決定をいたします。